

東日本大震災復興交付金・社会資本整備総合交付金の関係について

H23
当初

H23三次補正・H24当初

H24補正～

社会資本整備総合交付金

一部事業メニューを切り出し

復興特会 ※ 平成24年度の予算から適用

復興事業

1. 東日本大震災復興交付金

- 被災地限定
- 社会資本整備総合交付金とは別制度
- 社会資本整備総合交付金から切り出した事業以外の事業も含む(5省庁40事業)

R2で終了

2. 社会資本整備総合交付金(復興)

- 被災地限定(復興基本方針3(イ)、(ロ)※に該当するものであって、復興交付金の対象とならないもの)
- 新規で整備計画を作成する必要あり

地震・津波被災地域についてはR2で終了
原子力災害被災地域については引き続き支援

H27で終了

全国防災事業

3. 社会資本整備総合交付金(全国防災)

- 被災地を除く地域(復興基本方針3(ハ)に該当)
- 新規で整備計画を作成する必要あり

3. 社会資本整備総合交付金(全国防災)

「巨大津波による被害を受けて新たに認識された技術上の課題に対応するための公共事業であって、大規模地震の対策地域において、東日本大震災の最大の教訓である素早い避難の確保を後押しする観点から実施され、集中復興期間中に完了するもの(具体的には、河川の津波遡上対策、海岸堤防・防波堤の粘り強い構造の確保・耐震対策、水門等の自動化・遠隔操作化、高台道路への避難階段の付加)」のみ、絞込の上計上。

※ 全国防災については、H24補正には計上していない。

一般会計

4. 社会資本整備総合交付金(通常分)

4. 社会資本整備総合交付金(通常分)

5. 防災・安全交付金

※ それぞれの交付金は、別制度であったり、会計区分・予算科目が異なっているため、相互間で予算を流用することはできない。

※ それぞれの社会資本整備総合交付金においては、整備計画を分けて作成することが必要。